

身の回りの同和問題

差別を助長しないために

差別表現

個人や集団を侮蔑^{ぶべつ}する意図で使用する差別表現は、人々の観念や意識のうちに潜在する差別意識を言葉や文字、行為によって表すことです。これにより人をおとしめたり、不快の念を与えたりして、その人の尊厳を無視して基本的人権を踏みにじることとなります。差別表現が何の歯止めもなく使用されることが、周囲の人に「差別表現をしてもいい」という誤った観念を与え、人々の差別意識を一層助長・拡大していくこととなります。

差別表現について考える場合には、単に何が差別的な言葉か、どう言いかえるか、という促え方では不十分です。個々の言葉自体は、差別的かそうでないかが必ずしも決まっているわけではないからです。^(注) その一方で、長い間、差別を意図して使われてきた表現・言葉があって、聞いて不快を感じる人がいます。日常生活の中で何気なく使われてしまうのですが、言われた人にとっては非常に重い意味を持つことに注意しなければなりません。

(注) 歴史的用語としてその用語を使用しなければ意味が通らないために使用する場合などは、差別表現には当たりません。

差別につながる身元調査

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取り扱いにつながりかねないものです。このようなことを防ぐため、登録型本人通知制度があります。この制度は、事前に登録しておくこと、第三者が住民票や戸籍謄本をとった時に自治体が本人に知らせる制度で、広島県では、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、東広島市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町が導入しています。なお、大崎上島町は、2020（令和2）年

8月1日より、本人通知制度の事前登録が不要になり、大崎上島町に住所・本籍がある方全員が対象になりました。(2020(令和2)年10月1日現在)

2019(平成31・令和元)年に全国の法務局および地方法務局に寄せられた同和問題の差別待遇についての人権相談件数は346件、広島県では12件ありました。同じく人権侵犯事件の件数は、全国で221件、広島県では10件でした。このように同和問題の差別は依然として存在しています。

えせ同和行為

この他にも、同和問題の解決を遅らせている問題があります。企業などを訪れては、いかにも同和問題の解決に寄与しているかのように装って不当な寄附を募ったり、高額な書籍を売りつけたりといった、「えせ同和行為」の存在です。このような行為は同和問題の解決とは関係ないばかりではなく、「同和問題は怖い」「かかわらないほうがいい」という歪んだ意識を植えつけ、同和問題の解決を妨げる大きな原因となっています。

この問題に対しては、関係行政機関などとの緊密な連携と幅広い取り組みが必要ですが、何よりも私たち一人ひとりが、不当な要求は断固として断り、不当な行為については法的な処置をとるなど、毅然とした態度が不可欠です。

